

豊後大野市は



結婚新生活



を応援します！

豊後大野市は、新婚夫婦等の新しい生活の円滑なスタートを応援するため結婚を機に暮らし始める新居にかかる費用（家賃、リフォーム代等）や引越し費用の一部を補助します。



補助額

1世帯あたり 30万円（上限）

※新婚夫婦等、双方の年齢が29歳以下のときは60万円（上限）



対象費用

- (1) 新たに住宅を取得するために要した費用
- (2) 住宅を改修するために要した費用
- (3) 賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費又は仲介手数料
- (4) 引越費用（引越業者又は運送業者へ支払ったものに限る。）

※いずれも令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用



対象者

- (1) 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間にパートナーシップ宣誓をし受理された者
- (3) 二人の所得の合計額が500万円未満であること。

ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている者は、当該所得の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した後の所得額が500万円未満であること。

- (4) 婚姻届提出日の時点で、2人の年齢が39歳以下であること。
- (5) 補助対象の住居が本市にあり、2人の住民票がその住居にあること。

※その他にも条件があります。



受付期間

令和7年4月1日（火）～ 令和8年3月31日（火）※予算がなくなり次第受付を終了します。

【お問合せ】

豊後大野市役所まちづくり推進課 企画調整係（市役所4階）

〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200 番地 電話：0974-22-1042（内 2447）